富岡町社会福祉協議会 地域福祉ビジョン
～ともに生きる地域社会を目指して～
（平成２９年度～平成３１年度）

平成２８年１２月

社会福祉法人　富岡町社会福祉協議会

はじめに

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という）事故から６年目に入りました。富岡町は、目標とする平成２９年４月にも帰町開始となる中、「帰町する【第１の道】、しない【第２の道】の二者択一ではなく、今は判断できない（しない）【第３の道】を含めた、あらゆる町民の意向を尊重する」と明言しています。町民がどのような選択を選んでも、安全かつ安心して生活が送れることが必要です。富岡町社会福祉協議会（以下、「富岡町社協」という）としての今後の富岡町民の社会福祉、地域福祉についての方向性や方針を示すものとして、『富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョン』（以下、「本地域福祉ビジョン」という。）を策定しました。

富岡町社協が推進する社会福祉、地域福祉について、中期的なビジョンをこのような形で明示するのは初めての試みです。本地域福祉ビジョンには３つの特徴があります。

１．各地域の課題に対応した施策の提示

全ての富岡町民を対象に富岡町社協が活動していくことは今後も変わりませんが、避難や帰町の状況により、優先的に対応すべき人やグループ、重点的に対応すべき課題があります。それらを正確に把握し、適切な施策を適切なタイミングで提供していくことが重要と考えます。

本地域福祉ビジョンでは、①富岡町、②今後富岡町民の増加が見込まれるいわき地域③徐々に町民が減少すると見込まれる郡山地域、④県外地域に分け、各地域での施策を示しています。

２．３年後のゴールを達成するための施策ステップの明示

本地域福祉ビジョンの意義は、施策が確実に実践されることによって３年後のゴールを達成することにあります。そのためには、施策を具体的なアクションにつなげることが必要であり、本地域福祉ビジョンでは施策の１年毎のステップを示しています。この施策ステップは、「地域福祉活動計画（仮称）」につながるものです。

３．互助に基づく見守り体制の確立

避難者支援の大命題は、避難先での孤立化や孤独死を防止することであり、そのために社協は各地で「個別支援」と「地域支援」を実践してきました。特にこれからの帰町開始にあたっては、富岡町内での見守りのあり方が重要な課題の１つとなっています。住民が安心して生活できるよう、住民組織やボランティア活動などによる見守り支援体制を構築する施策を新たに展開していきます。

概　要

（1）　位置づけ（第１章）

本地域福祉ビジョンは、富岡町によって定められた各種計画と整合させながら、富岡町民に対する地域福祉に係る分野について、向こう３年間の富岡町社協としての取組みを明示するものです。

（2）　基本理念と基本目標（第２章）

富岡町社協では、富岡に帰町する人も、これまでの５年間住み続けた地域に残る人も帰町を迷っている人（今すぐではなくてもいずれ帰町する人を含む）も、「すべての町民が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進することを基本理念と定めています。またその基本理念のもとに、基本目標を以下のように定めています。

基本目標１　だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指します。

基本目標２　みんなで「支えあい、助け合いができる」人づくりを目指します。

基本目標３　すべての人が進んで「参加できる」体制づくりを目指します。

（3）　富岡町の地域福祉に係る課題（第３章）と施策（第４章）

本地域福祉ビジョンでは、富岡町の地域福祉に係る課題を６つに整理しています。

①　孤立化・孤独死を防止するための見守り
②　町民の福祉サービス利用のための介護保険事業・障がい者支援
③　コミュニティの喪失から立ち直るための生きがいづくり
④　ふるさとを感じ続けるための町民への情報発信
⑤　交通弱者を生活弱者にしないための移動手段の確保
⑥　仮設住宅閉鎖などに伴う生活困窮者の支援

避難先地域の状況も踏まえ、上記課題に対する施策は以下のように設定しました。

（１）生活支援相談員による戸別訪問（富岡町、いわき地域、郡山地域）
（対応課題：①）
（２）見守り安心ネットワークの確立（富岡町）（対応課題：①）
（３）町民の居住状況にかかる情報収集（富岡町）（対応課題：①）
（４）総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町）
（対応課題：②）
（５）生きがいづくり・交流事業の拡充（富岡町内、いわき地域、郡山地域）
（対応課題：③）
（６）ボランティアセンターの再開（富岡町）（対応課題：③）
（７）その他の施策（情報発信）（富岡町、いわき地域、郡山地域、県外地域）
（対応課題：④）、行政等との連携による事業（対応課題：⑤、⑥）

（4）　事業推進体制（第５章）

平成２９年４月予定の帰町開始に伴い、役場機能が富岡町への移転時期に合わせ、富岡町社協も移転し、富岡町に富岡本部を設置します。また、富岡町にて新規に行う活動の実施体制も踏まえ、事業推進体制を以下のように想定しています。

また、社協の業務を担う人材確保も必要であり、新規の採用計画策定と既存スタッフの人材育成を実施します。

《本部》

・ 職員１２名でスタート
・ 事務局長、次長の下に、総務部門、事業部門、ボランティアセンター、介護保険部門、各種団体事務局を設置
・ 介護保険部門には、介護支援専門員、介護職員を配置
・ 生活支援相談員を配置し、富岡町、相双地区を担当

《いわき支所》

・ 職員１７～１８名で、支所長の下に、総務部門、事業部門を設置
・ 生活支援相談員を配置し、いわき地域を担当

《郡山支所》

・ 職員１５～１６名で、支所長の下に、総務部門、事業部門を設置
・ 生活支援相談員を配置し、中通り・会津地域を担当
・ これまで郡山市にあった介護保険部門、各団体事務局は、本部に移設

（5）　今後３年間の施策別の具体策（第６章）

本地域福祉ビジョンでは、「すべての町民が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念と定めており、そのために対応すべき課題と、その解決策としての施策を打ち出しています。各施策において３年後に到達したいゴール・イメージは次の通り。

表 1　各施策と３年後のゴール・イメージ

施策		３年後のゴール・イメージ
富岡町	① 生活支援相談員による戸別訪問	・ ３年目に帰町している世帯を含め戸別訪問が終わっている状態 ・ 支援が必要な帰町した町民の状況が把握されており、富岡町社協として必要な支援ができている状態
	② 見守り安心ネットワークの確立	・ 民間業者が、町民生活の異常を確実に連絡してくれる状態 ・ 富岡町社協が網羅的な戸別訪問体制を取らなくても、町民同士による生活状況の把握が自然にできている状態
	③ 町民の居住状況にかかる情報収集	・ 帰町した住民・世帯の状況が、その都度、富岡町社協内で共有できる状態
	④ 総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア	・ 町民に対して必要な介護支援サービスが提供されている状態
	⑤ 生きがいづくり・交流事業の拡充	・ 町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、町民によるゆるやかなコミュニティができている状態 ・ 元気な高齢者が社会参加できるきっかけを提供できている状態
	⑥ ボランティアセンターの再開	・ 町内のボランティアニーズを把握し、外部の支援団体や人材の窓口として機能している状態
	⑦ その他の施策	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報提供が継続されている状態 ・ 総合福祉センター利用者に対する送迎が行われている状態 ・ 生活困窮者への相談が実施され、必要な支援につながっている状態
町外／県内	① 生活支援相談員による戸別訪問	・ ６５歳以上の高齢者がいる世帯の戸別訪問がほぼ出来ている状態 ・ 現在のサービスレベル（訪問頻度、支援態勢等）が維持されている状態
	⑤ 生きがいづくり・交流事業の拡充	・ 町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、帰町した町民によるゆるやかなコミュニティができている状態 ・ 現在のサービスレベル（質、量）が維持されている状態
	⑦　その他の施策	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報提供が継続されている状態
県外	⑦　その他の施策	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報発信が継続されている状態
		・ 県外避難する町民同士の交流の場が継続されている状態

目　次

第１章　地域福祉ビジョンの背景と目的 7

第１節　『地域福祉ビジョン』の必要性 7
（１）　背景 7
（２）　ビジョンの必要性 8
第２節　富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョンの位置づけ 9
（１）　地域福祉ビジョンの関連計画 9
（２）　『富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョン』と他計画との関係性 11

第２章　基本理念と基本目標 12

（１）　基本理念 12
（２）　基本目標 12

第３章　富岡町民の地域福祉の現状と課題 13

第１節　帰町に向けた富岡町民の状況 13
（１）　町民の避難状況 13
（２）　帰町に対する町民意識 15
（３）　富岡町の帰町人口目標 16
第２節　富岡町社協のこれまでの事業 16
第３節　帰町に向けた地域別の地域福祉に関連する状況 20
第４節　富岡町民の地域福祉に関する課題 23

第４章　富岡町社会福祉協議会の今後の施策 24

第１節　富岡町社会福祉協議会の今後３年間の施策 24
（１）　生活支援相談員による戸別訪問　（富岡町、いわき地域、郡山地域）.. 25
（２）　「見守り安心ネットワーク」の確立（富岡町）..... 26
（３）　町民の居住状況に係る情報収集　（富岡町）..... 26
（４）　総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町）.... 26
（５）　生きがいづくり・交流事業の拡充　（富岡町、いわき地域、郡山地域）27
（６）　ボランティアセンターの再開　（富岡町）..... 28
（７）　その他の施策 28
第２節　地域別の施策の考え方と３年後に目指すゴール 29
（１）　富岡町 29
（２）　いわき地域 29
（３）　郡山地域 29
（４）　県外地域 29

第５章　事業推進体制 31

第１節　現在の体制 31
第２節　組織体制に係る方向性 32
（１）　事業推進体制 32
（２）　採用計画 32
（３）　既存の人材育成 34

第６章　ビジョンの実現に向けた具体策 35

第１節　各施策の目指すゴール 35
第２節　ゴール達成までのステップ 36
（１）　生活支援相談員による戸別訪問（富岡町、いわき地域、郡山地域） 36
（２）　「見守り安心ネットワーク」の確立（富岡町） 37
（３）　町民の居住状況にかかる情報収集（富岡町） 38
（４）　総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町） 39
（５）　生きがいづくり・交流事業の拡充（富岡町、いわき地域、郡山地域） .. 40
（６）　ボランティアセンター（富岡町） 41
（７）　その他（富岡町、いわき地域、郡山地域、県外地域） 42

第１章　地域福祉ビジョンの背景と目的

第１節　『地域福祉ビジョン』の必要性

（1） 背景

平成２３年（２０１１年）３月１１日に発生した、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故。富岡町は、沿岸地区を中心に壊滅的な被害を受け、全町民が避難する事態になりました。あの日から６年目に入りました。いわき市、郡山市、大玉村、三春町等の県内各地に加え、県外や国外にまで町民の避難先は分散、拡散化し、震災前には同居していた家族が離れ離れに暮らす状況が続いています（表２参照）。

富岡町は、平成２３年（２０１１年）に警戒区域に指定されました。当時の状況から平成２４年９月には「５年間は帰町できない」宣言を行っています。翌平成２５年には福島県内の警戒区域を解除する動きがあり、富岡町は、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の３区域に再編されることになりました。

その後、国が主導で進めてきた除染作業、福島第一原発の廃炉作業、また、福島県が中心となり、災害・復興公営住宅の整備、津波被災地区の復旧事業が進められ、ようやく富岡町でも、平成２９年４月にも帰町開始できる目途が立ってきました。町内では、総合福祉センターの改修、町立診療所やスーパーなどの複合商業施設の開設準備など、帰町に向けて、富岡町での生活を再開するために必要な環境整備が徐々に進められています。

表 2　市町村別避難者数　（平成２８年４月１日現在）

市町村		避難者数（人）		世帯数（世帯）
1	いわき市	６，０３５	３９．９％	２，９９５
2	郡山市	２，７５７	１８．２％	１，４９８
3	福島市	３８０	２．５％	２１３
4	三春町	２７８	１．８％	１３８
5	大玉村	１７３	１．１％	９９
6	会津若松市	１６２	１．０％	７７
7	白河市	１０３	０．７％	５０
	その他市町村合計	９１０		５３２
福島県内合計		１０，７９８		５，６０２
県外[1]		４，３９２		２，３４１
総合計		１５，１２７		７，９４３

（出典：富岡町役場資料）

[1] 都道府県別の避難者数（平成 28 年 4 月 1 日現在）は以下の通り：①東京都（700 人/394 世帯）、②茨城県（641 人、322 世帯）、③埼玉県（532 人、278 世帯）、④千葉県（462 人、245 世帯）、⑤神奈川県（395 人、216 世帯）、⑥新潟県（265 人、113 世帯）、⑦宮城県（246 人、144 世帯）、⑧栃木県（227 人、111 世帯）、⑨群馬県（168 人、116 世帯）、10 位の北海道（65 人、33 世帯）以降は各地域 100 人以下。

富岡町社協は、特に町民の多い、いわき市、郡山市、また仮設住宅のある三春町、大玉村に拠点を置き[2]、生活支援相談員を配置して町民のケアを行っています。

今後、富岡町社協としては、富岡町役場の移転時期とあわせ、拠点を町内に移すことを予定しており、帰町される町民を受け入れる準備及び実際に帰町が始まった際の活動を展開する体制づくりと、各避難先地域における活動を同時平行で進めていきたいと考えています。

（2） ビジョンの必要性

平成２７年６月には、『富岡町災害復興計画（第二次）』が策定されました。その中で、富岡町は「帰町する【第１の道】、しない【第２の道】の二者択一ではなく、今は判断できない（しない）【第３の道】を含めた、あらゆる町民の意向を尊重する」としています。

富岡町は、帰町の目標を平成２９年４月としておりますが、町民がどのような選択を選んだとしても安心で安全な生活が送れることが必要です。富岡町社協が、帰町が開始された後も引き続き、富岡町民の社会福祉、地域福祉に係る具体的な施策を実行するため活動方針として、本ビジョンを策定することとしました。

[2] 今後の帰還開始後の体制に鑑み、平成 28 年 7 月 1 日以降、三春町、大玉村については郡山の拠点からカバーすることとなりました。

第２節　富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョンの位置づけ

（1） 地域福祉ビジョンの関連計画

①　富岡町災害復興計画（第二次）（平成２７年６月）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興を目的とし、町民に寄り添った生活再建と富岡町の再生・復興を目指した総合計画です。

「どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町」というスローガンを掲げ、町民一人ひとりのあらゆる選択を尊重する町の姿勢を明確にし、帰町する【第１の道】、帰町しない【第２の道】とともに、今は判断できない（しない）【第３の道】の考え方もあることを明示しました。また、帰町の考え方の確認として「早ければ２０１７（平成２９）年４月の帰町開始を目指す」と明記しました。

「町民一人ひとりの心の復興」、「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興」の２つの基本理念のもと、以下の５つの基本方針が定められています。

この方針を実現するための１２の重点プロジェクトの１つに「心身ともに健康で安心して生活ができる医療・福祉の充実」（福祉・教育プロジェクト）が位置づけられています。

表 3　富岡町災害復興計画（第二次）の基本方針

【基本方針１】 生活の再建	個々に寄り添う暮らしの支援 『町民一人ひとりを支える心身両面のサポート』
【基本方針２】 町内の復旧	復興　段階的かつ着実に進める 『暮らし・仕事・地域の復興』
【基本方針３】 絆づくり	町や町民とのつながりを守り、育む 『将来にわたる町・町民との関係づくり』
【基本方針４】 情報発信	町民それぞれの立場に対応する 『正しく分かりやすい情報の発信』
【基本方針５】 実行体制づくり	復興に向けた 『みんなの支えあいと役割分担』

②　富岡町帰町計画（平成２８年３月）

本計画は、町が「人々が安全かつ安心して暮らせる生活環境の整備」と「町の活力・豊かさを取り戻す取り組み」を進め、町民一人ひとりの帰町判断に資するための「帰還に関する考慮要件」を客観的に評価しながら、適切な「帰還開始時期」を見極めるために策定されました。計画期間は、帰町開始目標時期を前後する平成２７年度（２０１５年度）から平成３１年度（２０１９年度）までの５か年とされています。

帰還に関する考慮要件として安全の確保と生活に必要な機能の回復を挙げ、介護・福祉に関して、介護・福祉施設と在宅介護支援体制を評価対象とすると明記しています。

また、本計画では、平成３１年度末（平成３２年）における居住人口の目標を３，０００人から５，０００人と設定しました。

③　富岡町保健・福祉アクションプラン（平成２８年３月）

第二次復興計画の目標を達成するために、保健福祉関係の既往計画と関係機関の分野別アクションプラン等との整合性を図りながら、保健・福祉分野に関し「いつまでに」「何を」「どうするか」の行動計画を着実に実行していくことを目的として策定されました。計画期間は、平成２８年度（２０１６年度）から平成３２年度（２０２０年度）までの５か年です。

「帰還に向けた環境づくり、帰還後の生活再建の支援」の目的のもと、災害復興計画の健康福祉施策で掲げた５つの柱に対応し、重点事業（１２事業）と行動計画（４１事業）を策定し、「健康で安心して暮らせる富岡町」の姿を目指すこととしました。

【第１の柱】放射線量の検査などによる町民の安全・安心の確保
【第２の柱】放射線に対する健康不安解消に向けた健康づくり活動の推進
【第３の柱】子どもから高齢者まで安心して暮らせる環境の整備
【第４の柱】子育て環境の充実と子育て世代に対する支援
【第５の柱】社会保障制度の理解促進

（2）『富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョン』と他計画との関係性

「富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョン」は、これらの富岡町が策定した計画と整合性を図りつつ、富岡町社協としての取組みの方向性を明示しています。

『富岡町社会福祉協議会地域福祉ビジョン』と他計画との関係は以下のように整理できます。

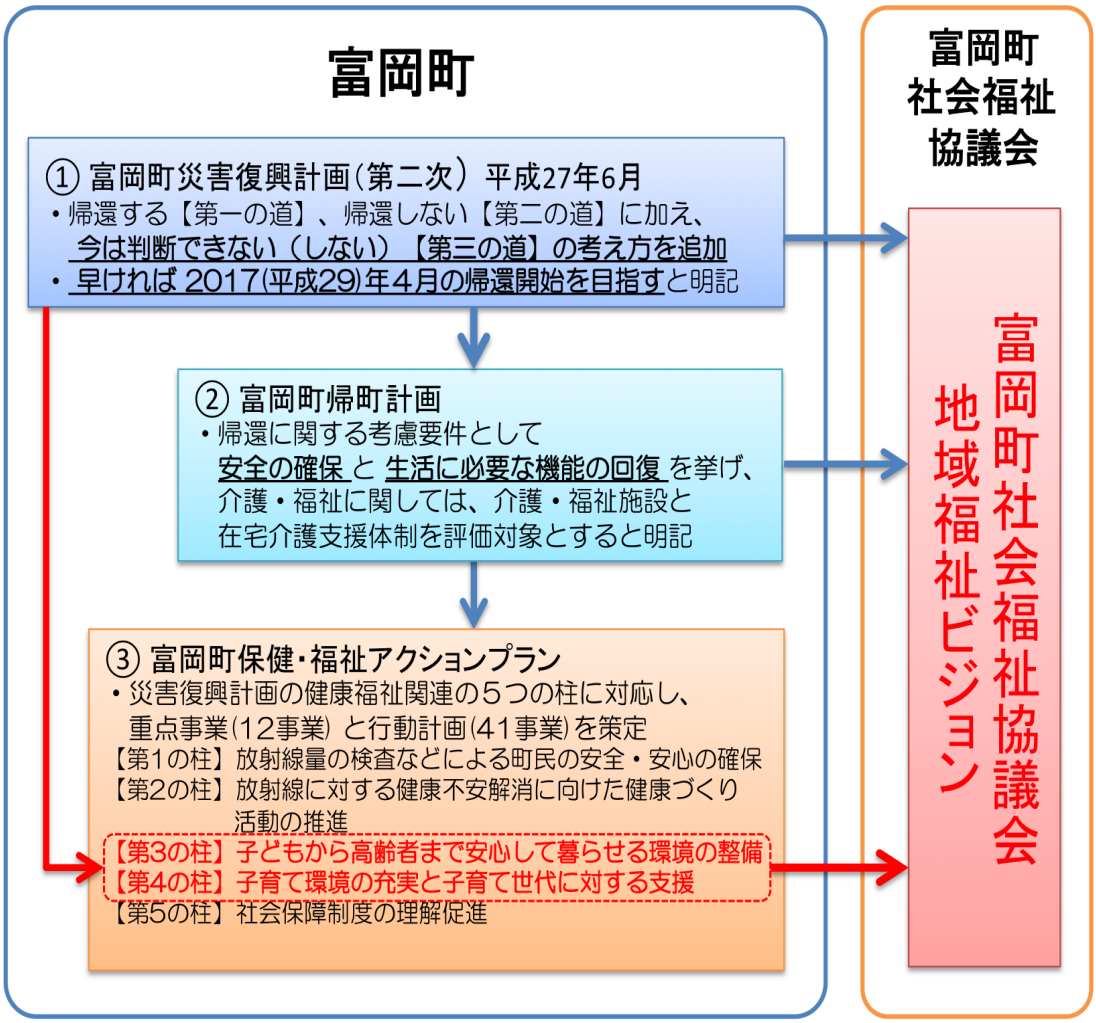

図 1　地域福祉ビジョンの関連計画における位置づけ

第２章　基本理念と基本目標

（1）　基本理念

富岡町社協では、前章にある各種計画の方針とも連動しながら、社協としての地域福祉活動を推進しようとしています。その前提となる基本理念を以下のように定めます。

「すべての町民が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」

ここでの「地域」は、震災前に町民が生活していた富岡町はもとより、その後５年以上の間の生活拠点となっている各地を指しています。

（2）基本目標

富岡町社協では、富岡に帰町する人も、これまでの５年住み続けた地域に残る人も、帰町を迷っている人も、「全ての町民が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進することを基本方針と定め、その下に基本目標を定めています。

基本目標１：だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指します。

誰もがわかりやすく、利用しやすいサービス情報の提供や相談体制、利用者のニーズに合ったサービスが提供できるしくみなど総合的なサービスの提供と、今回の震災により家族と離れて暮らす人々に対し、地域での支え合いや見守りを推進するとともに、孤立防止の取り組みについても一層の強化を図ります。

基本目標２：みんなで「支え合い、助け合いができる」人づくりを目指します。

人と地域の力が十分に活かされ、地域住民の声を反映した新たな仕組みを作り、支え合い、助け合いが生きがいとして実感できる福祉活動のネットワークも構築し、思いやりのある気持ちを持った人づくりを進め、お互いに尊重しあいながら住み慣れた地域で自分らしい生活が送ることができるよう、福祉のまちづくりの実現を図ります。

基本目標３：すべての人が進んで「参加できる」体制づくりを目指します。

帰町したことにより生まれる多様な生活課題をとらえ、その問題に地域の町民が自ら取り組める体制を作るには、今まで以上の人と人との繋がりが大切です。町民一人一人が心豊かに幸せに暮らしていくには、心と体の健康、体力増進なども含め、それぞれの新たな力を引き出し、自発的、継続的に参加できる楽しくためになる地域福祉活動を展開し、生きがいを持って暮らしていくための仕組みをつくり、すべての人が積極的に参加できる体制づくりを図ります。

第３章　富岡町民の地域福祉の現状と課題

第１節　帰町に向けた富岡町民の状況

（1）　町民の避難状況

震災前の富岡町民は１５，９１７人でしたが、富岡町災害復興計画（第二次）が策定された平成２７年４月１日時点の富岡町住民登録者数は１４，０１２人と１割減となりました。

その後、平成２８年４月１日時点では１３，７９５人となっています。

避難生活が継続しており、正確な町民数の把握が難しい状況です。

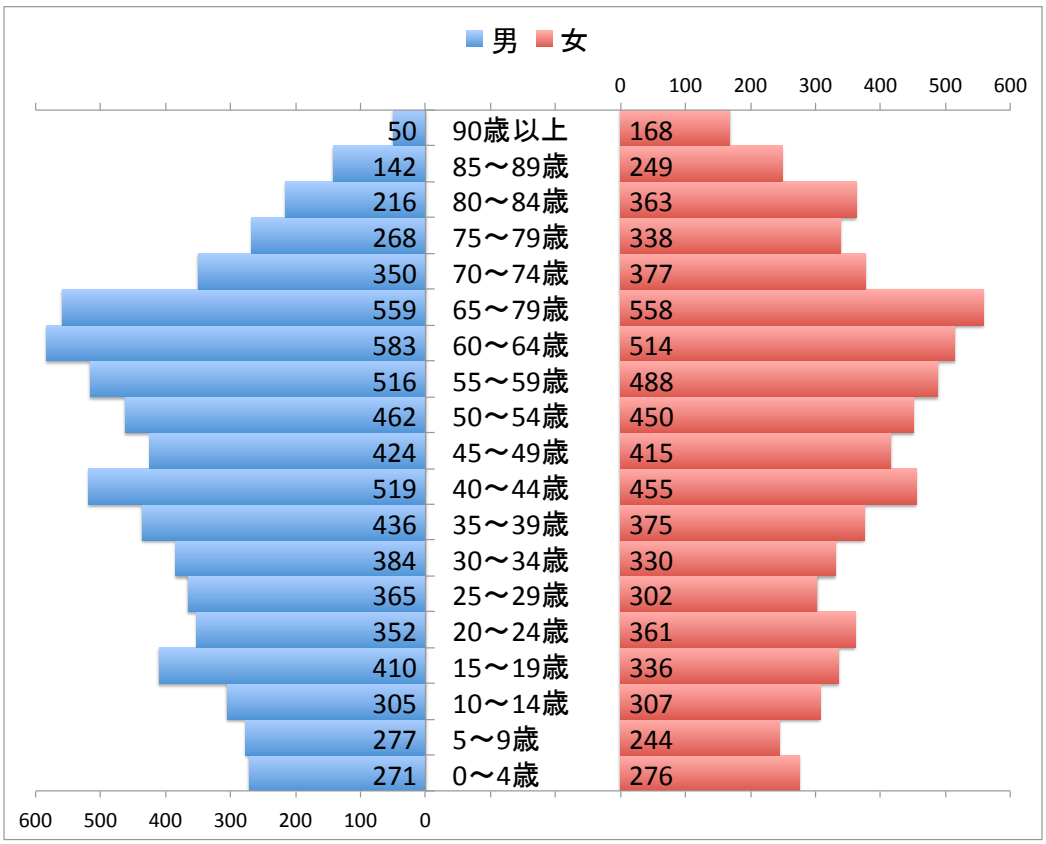

図　2　富岡町民年齢階層別人口分布　（全町民）[3]

[3] 富岡町役場住民課資料より作成

① いわき市

町の報告によれば、いわき市への避難者数は、平成２６年５月時点では５，７１９人／２，７４４世帯でしたが、平成２８年４月時点では　６，０３５人／２，９９５世帯であり、約２年間で５．５％増加したことになります。また、下の図２より、今後１０年で、６５歳以上の人口が１，０００人増加することが予測されます。いわき市に関しては、富岡町に帰町した後も、富岡町・いわき市との二拠点生活を送る世帯が出てくると考えられ、その点も考慮した施策が必要となります。

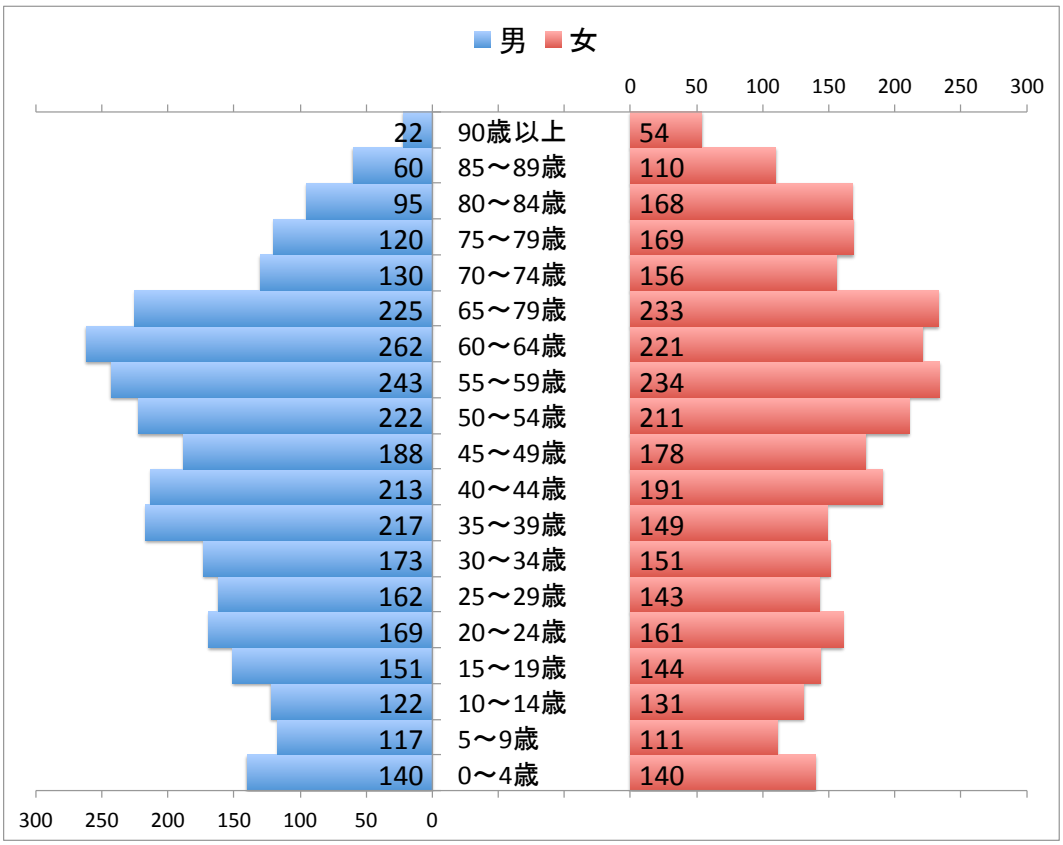

図 3　富岡町民齢階層別人口分布　（いわき市）[3]

②　郡山市およびその周辺地域

郡山市の避難者数は、平成２６年５月時点では３，００１人／１，５８１世帯でしたが、平成２８年４月時点では、２，７５７人／１，４９８世帯であり約２年間で８．２％減少しています。周辺の大玉村、三春町、福島市でも郡山と同様の傾向がみられています。仮設住宅入居者は、復興公営住宅に入居される方が主ですが、いずれは帰町したいとする意向を持った方もおられます。

（2） 帰町に対する町民意識

平成２７年１０月に公表された、住民意向調査（復興庁、福島県、富岡町）によると富岡町へ帰町したいと考えている町民は１３．９％（７．２人に１人の割合）です。また、３割近い方が判断できないとしています。

しかし、平成２６年の調査と比べると「戻りたいと考えている」が２．０ポイント増加、「判断できない」が１．３ポイント減少、「戻らないと決めている」が１．４ポイント増加との結果であり、戻りたいと考える町民は増加傾向にあります。

① 避難指示解除後の帰町意向

戻りたいと考えている（将来な希望も含む）	１３．９％（１１．９％）（＊）
まだ判断がつかない	２９．４％（３０．７％）（＊）
戻らないと決めている	５０．８％（４９．４％）（＊）

（＊）（カッコ）書きは、それぞれ前回調査（Ｈ２６．８）結果。

② 帰町時期（＊）

解除後すぐに戻りたい	３３．４％
解除後３年以内に戻りたい	１８．２％
解除後５年以内に戻りたい	４．５％
解除後１０年以内に戻りたい	２．８％
時期は決めていないがいずれ戻りたい	３８．５％

（＊）避難指示解除後の帰町の意向（現時点）で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ集計

③ 富岡町とのつながりを保ちたいか（＊）

そう思う	５０．５％
わからない	２７．９％
そう思わない	８．２％

（＊）避難指示解除後の帰町の意向（現時点）で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」と回答した方のみ集計

（3） 富岡町の帰町人口目標

「富岡町帰町計画」において、帰町の人口目標を、平成３１年度末に３，０００～５，０００人と設定しています。これは、推計人口に加え、町内における生活環境充実による帰町人口の上乗せを踏まえ設定されたものです。

帰町開始直後（平成２９年度）は、町内の雇用環境や生活利便サービス機能の回復途上であり、公務や復興に携わる人や、比較的元気な高齢者が帰町してくることが見込まれます。その後、町の機能回復とともに帰町者が増えていくと考えられます。

「富岡町とのつながりを持ちたい」と考える町民は人口の半数以上を占めており、帰町の判断を迷っている町民が、帰町しても良いと思える環境をつくり、町に関する情報発信をしていくことが重要と考えられます。

第２節　富岡町社協のこれまでの事業

東日本大震災から５年が経過し、被災町民の避難生活も長期にわたり心身ともにストレスを抱え特に高齢者や高齢者世帯の精神的な支えが必要なことから、富岡町社協では平成２７年度には、（１）生活支援相談員の配置及び見守り・巡回活動、（２）介護保険事業での居宅訪問等に重点を置いてきました。特に、郡山地域では、（３）栄養改善（配食サービス）事業も行ってきました。また、（４）高齢者の生きがい活動である老人クラブの活動のバックアップや、（５）自治会支援等も積極的に行いました。

その他、自立支援につながる事業として、（６）日常生活自立支援事業（７）生活福祉資金貸付事業（８）情報発信事業等を実施しました。詳細は、次ページ以降の通り。

表 4　富岡町社協による被災者に対する平成２７年度の事業

事業		概要
（1）生活支援相談員配置事業		・県内応急仮設住宅ごとに生活支援相談員（計３１名）配置（※１） ・応急仮設住宅地内の見守り安否確認活動 ・借上げ住宅や復興公営住宅への巡回実施 ・延べ巡回訪問件数１７２，３７９回（※２）
		・相談業務定例会を１２回実施 （毎週第一木曜日、生活支援相談員の全体会） ・福島県社協・富岡町・弁護士も同席。法律の問題などに対応。
		・サロン関連は、交流事業にて後述。
（2）介護保険事業		・平成２４年１１月、以下２事業再開 ①　居宅介護支援事業　　②　居宅訪問介護支援事業 ・郡山市内への避難町民と対象に、生活支援相談員等経由
（3）栄養改善（配食サービス）事業		・郡山市富田町及び南１丁目応急仮設住宅にて実施 ・７５歳以上の安否確認が必要な高齢者について安否確認と共に毎週水曜日に昼食弁当の配布実施（※３）
（4）日常生活自立支援事業		・認知症高齢者や知的障害・精神障害等の判断能力が低く、精神的ハンディーキャップを追われている避難町民に対し、希望に応じ、避難先市町村の社協と連携し、金銭管理や各種書類の管理等のサービス実施（※６）
（5）生活福祉資金貸付事業		・県社協の行う貸付事業で、低所得者や障がい者等に対する貸付
（6）交流と自治に関する事業		① 交流活動への支援（サロン運営、料理教室事業、交流サロン支援事業、イベント支援事業）（※５） ② 自治会への支援（各仮設自治会支援、各借り上げ自治会支援、県外自治会支援）
（7）情報発信に関する事業		① 情報誌発行 ② ホームページの運営 ・災害ＦＭ放送業務、機材管理
（8）生きがいと希望づくりに関する事業		・平成２７年度は、県内に結成された、単位老人クラブの活動支援を実施し、県連合会の行事に参加（※４） ① 物づくり活動支援（手仕事支援、販売活動支援） ② 各サークル活動運営支援（サークル活動支援） ③ 畑事業に関する支援（畑活動支援）
事務局機能	高齢者サポート拠点の運営	・平成２４年２月より、郡山市富田応急仮設住宅地内に設置されたサポート施設の運営管理実施 ・郡山市富田応急仮設住宅入居者及び郡山地区へ避難している町民を中心に生活支援等の各種事業を実施
	富岡町民生児童委員協議会	・定例会を６回開催 ・先進民児協との交流情報交換を目的に研修会を実施 ・生活支援相談員に動向し、訪問活動、相談支援活動の実施
	共同募金及び日本赤十字関連事業	・日赤の社資については口座振替による募集、１０４，０００円の社資が富岡町民より日赤福島県支部へ送金され、震災後初の社資募集となった ・共同募金は７６，８４０円募金実績。 ・その他、義援金、救援金事業（※８）
	理事会・評議会の開催	・理事会２回、評議会２回開催（決算５月、予算３月）

（※１）生活支援相談員配置状況

場所	配置人員	入居人員
大玉村安達太良応急仮設住宅	２名	８９名
郡山市富田町若宮前応急仮設住宅	２名	１２９名
郡山市南一丁目応急仮設住宅	２名	１７０名
郡山市緑ヶ丘東七丁目応急仮設住宅	２名	９３名
三春町内各所応急仮設住宅	２名	１　９５名
いわき市内好間・下高久・泉玉露各仮設住宅	１６名	４１２名 （仮設のみ）
いわき市復興公営住宅（下神白①、下神白②・湯長谷・八幡小路・関船・家ノ前）	（上記人員兼務）	３９８名
いわき市内借上げ住宅訪問担当	（上記人員兼務）	２，５３２名 （借上げのみ）
郡山市内借上げ住宅訪問担当	８名	１，２１５名
福島県内復興公営住宅（いわき市以外；富田、日和田、柴宮、東原、八山田、大玉等）	（上記人員兼務）	４２３名
計	３４名	５，２３３名

（※２）平成２７年度　住宅別延べ巡回訪問件数　（件）

仮設住宅	みなし仮設（借上げ）住宅	復興住宅	その他	合計
１４８，４３６	５，１４３	１１，２４２	７，５５８	１７２，３７９

【参考】平成２６年度巡回訪問時の相談内容

内容	件数	割合
１．日常生活	８，４４５件	４１．７％
２．健康・医療	６，９５３件	３４．３％
３．介護	５０１件	２．５％
４．家族	１，５０６件	７．４％
５．制度	１１０件	０．５％
６．金銭問題	３４件	０．２％
７．法律	４件	０．１％
８．就労	３１件	０．２％
９．住居	１，１２１件	５．５％
１０．その他	１，５４６件	７．６％
計	２０．２５１件	１００％

（※３）延べ配食数

郡山市富田町	１３９食 （実施回数４８回）
郡山市南一町目	４０９食 （実施回数５２回）
いわき市下高久	４１６食 （実施回数５０回）
合計	９６４食 （実施回数１５０回）

（※４）高齢者の生きがいづくり（県労連主催事業）

平成２７年７月２９日	第３０回福島県高齢者福祉大会参加
平成２７年１０月２日	福島県高齢者芸能発表大会参加
平成２７年１１月５日～６日	市町村労連女性リーダー研修

（※５）仮設住宅ごとでのサロンの実施

開催場所	延べ回数	延べ参加人数
大玉村安達太良応急仮設住宅	４８回	４４２名
郡山市富田町若宮前応急仮設住宅	４５回	５５３名
郡山市南一丁目応急仮設住宅	４９回	２８０名
郡山市緑ケ丘東７丁目応急仮設住宅	４２回	４０８名
三春町内各所応急仮設住宅（５か所）	１０４回	４３０名
いわき市内好間・下高久・泉玉露各仮設住宅	１７５回	２，２８７名
計	４６３回	４，４００名

（※６）日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

・富岡町社協実施分…高齢者等　１名
・他市町村対応実施分…高齢者等　１名、知的障がい者２名

（※７）問い合わせ件数（平成２８年３月現在）

・居宅介護支援７件、訪問介護１０件の利用者へ予防介護事業サービス提供

（※８）共同募金及び日赤関連事業

（１）義援金

平成２７年台風１８号大雨災害義援金	１２３，２５１円
平成２７年台風２１号与那国町災害義援金	１，８７６円
屋久島町口永良郡島新岳噴火災害義援金	１５，９８４円

（２）救援金

２０１５年ネパール地震救援金	１０，５９５円
２０１６年台湾地震救援金	９，６３０円

（３）募金

赤い羽根共同募金運動	７６，８４０円

第３節　帰町に向けた地域別の地域福祉に関連する状況

今後の帰町開始に向けた富岡町内および避難地域の状況を、ここでは、①富岡町、②今後富岡町民の増加が見込まれるいわき地域、③徐々に町民が減少すると見込まれる郡山地域、④県外地域の４つの地域別に整理しました。

①　富岡町

平成２９年４月の帰町に向けて、町内において復興拠点の整備が進められています。デイサービスセンターや総合福祉センターについても、平成２９年度の事業再開を目指して工事が進んでいますが、活用方法や必要な職員確保はこれから進めて行くことになります。

また、自家用車を運転する高齢の町民は、年齢とともに運転できなくなる可能性もあるため、移動手段の確保も検討の必要があります。

図 4　復興拠点整備イメージ

（富岡町再生、発展の先駆けアクションプラン～復興拠点整備計画～より抜粋）

富岡町の帰町に向けた状況として、

・ 家屋の損傷が激しく、自宅の再建、修繕に時間がかかっている。
・ 要介護の人は避難先で介護サービスや医療機関受診を受けている。
・ 災害公営住宅は当初５０戸程度で、多くの人の帰町は見込めない。

といった状況があります。

そのため、町民の帰町については、平成２９年４月に帰町が開始されたとしても、町民は少しずつ帰町を進めていくと考えられます。意向調査の結果等からは、まず介護や支援の必要が無い５０～６０代の町民が早期に帰町していくと想定されます。また、住宅事情の影響を強く受ける可能性もあり、町外に住居を建設しない人は帰町することになると考えられます。

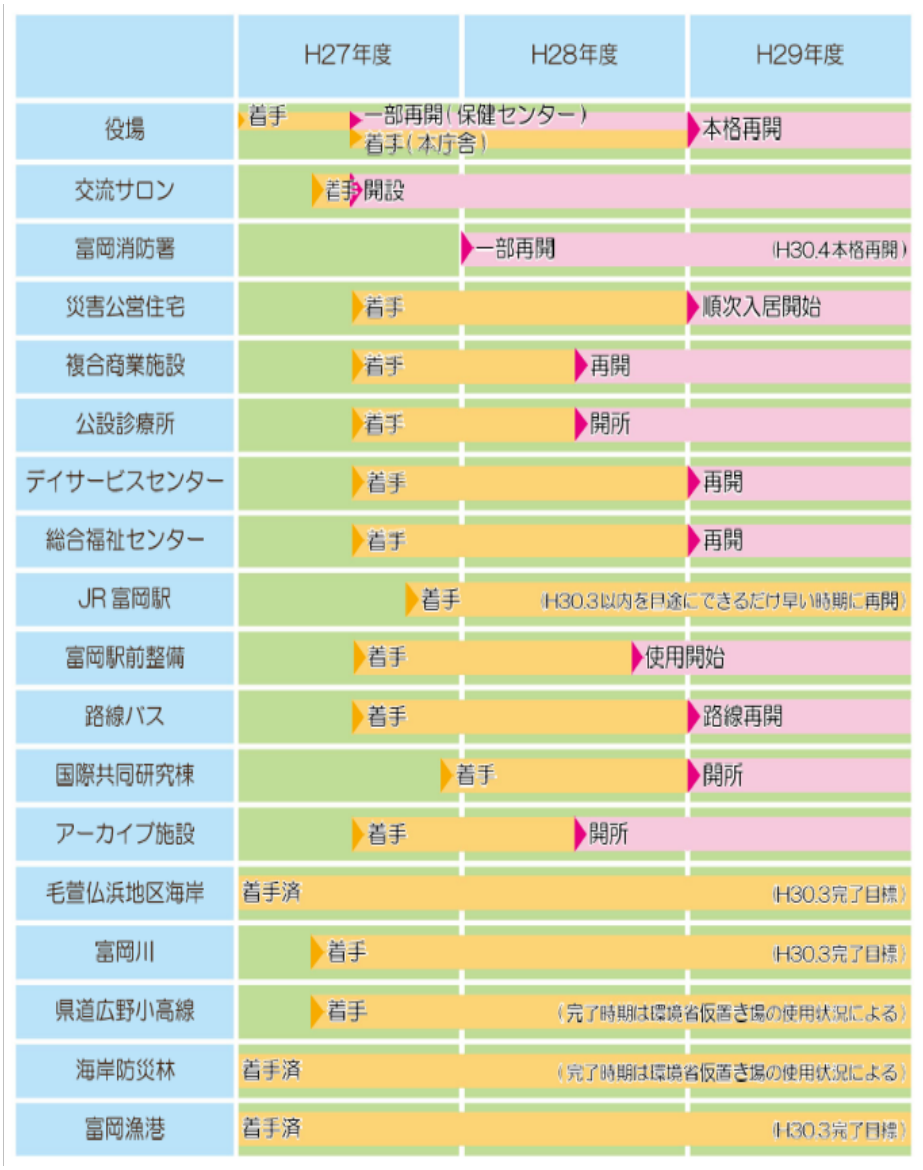

図 5　復興拠点整備スケジュール

②　いわき地域

いわき市に避難する富岡町民は６，０００人（町民の約４割相当）であり、町民は今後も増えることが想定されています。

特に、６５歳以上の町民は今後１０年間で１，０００人（年間１００人ずつ）増加することが見込まれ、これらの高齢者への支援のあり方について検討が必要となります。いわき市で自宅再建している町民も多く、いわき市からは富岡町まで１時間程度で行き来できるため、いわき市と富岡町の二拠点を行き来しながら生活をする人が増えると考えられます。

③　郡山地域

避難する富岡町民が減少しつつある地域であり、富岡町社協は、平成２８年７月１日より、三春町、大玉村の拠点を郡山市の拠点に集約し、効率的に見守りや相談活動を実施する体制を整備しました。また、仮設住宅縮小に際し、既存の社協の施設の移転等を検討する必要が出てくる可能性もあります。

富岡町と郡山とは移動に時間がかかるため、二地域居住は難しいと考えられます。そのため、富岡町に帰町する町民の割合はいわきに比べて多くなると考えられます。デイホーム事業等の機能拡大は想定されておらず、帰町に際して郡山地域での介護支援サービスを現地の社会福祉協議会等に引き継ぐ必要があります。

④　県外地域

県外に生活拠点を置く町民は、平成２８年４月１日現在で約４，４００人、東京都（７００人)、茨城県（６４１人)、埼玉県（５３２人)、千葉県（４６２人)、神奈川県（３９５人)、栃木県（２２７人)、群馬県（１６８人）の関東圏に３，１２５人７割以上が居住しています。新潟県が２６５人（６位)、宮城県が２４６人（７位）で上記９地域以外は各地域１００人以下となっています。

各地での見守りや生きがいづくり、地域福祉サービスを提供する現地の社会福祉協議会と、必要に応じて連携し、町民の対応を行う必要があります。

第４節　富岡町民の地域福祉に関する課題

本章にて整理した富岡町民の状況、富岡町社協のこれまでの事業、帰町に向けた地域別の状況を踏まえ、富岡町民の地域福祉に関する課題を整理します。

①孤立化・孤独死を防止するための見守り（個別支援）

富岡町への帰町開始に伴い、町民の移動が予想されます。これまでの避難先で徐々に形成されてきたコミュニティとは異なる生活環境に移ることになるため、定着するまでの期間は、町民を各地で孤立させない、孤独死を発生させないことが重要になります。

富岡町内については、帰町開始当初は復興公営住宅への入居が一斉には始まらず、居住地域も点在する可能性があり、見守りのニーズ、重要度が高いと見ています。

避難先で富岡町民同士が近隣に住んでいることを知っていても、富岡町社協としては守秘義務があり、基本的には教えることはできません。実際に町民同士が交流できる（見守り合う）場をつくることが必要です。

②町民の福祉サービス利用のための介護保険事業・障がい者支援

富岡町に帰町する町民に対しては、要介護・支援者に対するケアプランの作成と、それに基づく、訪問介護及び居宅介護支援事業の実施が重要な課題です。実際に提供できるサービスの事業者と連携し、必要な福祉サービスを適切に提供していくことが必要になります。また、障がい者に対しても同様の支援が必要となります。

帰町開始後は、富岡町のもとの社会福祉サービス環境に戻していくことが目標となります。町民の帰町状況に合わせ、高齢者へのデイサービス、配食サービスの提供や、介護施設、特別養護老人ホームといった施設機能を段階的に整えていくことが必要です。

③ コミュニティの喪失から立ち直るための生きがいづくり（地域支援）

震災前の日常生活において、社会やコミュニティにおいて必要な役割をもち、生きがいを感じてきた町民の中には、喪失感から立ち直れていない人もいます。町民同士の交流の機会などを通じて、コミュニティ活動やボランティア活動など、社会参画の機会の創出が必要になります。

④ ふるさとを感じ続けるための町民への情報発信

富岡町から遠く離れた場所に生活拠点を置いていても、富岡町を忘れたくない思いを持ち続ける町民が、全体の約半数であることが意向調査の結果として示されています。これまで実施してきた月１回の社協だより、ホームページ等を活用した情報発信を続けていくことが必要です。

⑤ 交通弱者を生活弱者にしないための移動手段の確保

帰町後は、町内の公共交通機関のサービスが整っていないと考えられ、自家用車を持たない町民にとっては、総合福祉センターや町立診療所、複合商業施設への移動手段の確立が必要になります。

⑥ 生活困窮者の支援

各避難先にて経済的に困窮し、仮設住宅の廃止後、町に戻らざるを得ない町民に対する生活支援が必要になります。

第４章　富岡町社会福祉協議会の今後の施策

第１節　富岡町社会福祉協議会の今後３年間の施策

第３章で整理した地域福祉の課題を踏まえ、富岡町社会福祉協議会の施策を以下のように整理した。

表 5　課題と富岡町社会福祉協議会の今後３年間の施策との対応

地域福祉の課題（第３章）	富岡町社会福祉協議会の施策
①　孤立化・孤独死を防止するための見守り（個別支援）	（１）生活支援相談員による戸別訪問 （富岡町、いわき地域、郡山地域）
	（２）「見守り安心ネットワーク」の確立 （富岡町）
	（３）町民の居住状況に係る情報収集 （富岡町）
② 町民の福祉サービス利用のための介護保険事業・障がい者支援	（４）総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町）
③ コミュニティの喪失から立ち直るための生きがいづくり（地域支援）	（５）生きがいづくり・交流事業の拡充 （富岡町、いわき地域、郡山地域）
	（６）ボランティアセンターの再開 （富岡町）
④ ふるさとを感じ続けるための町民への情報発信	（７）その他の施策 ・ホームページや広報誌を通じた情報発信 （全町民） ・総合福祉センター等へのアクセス確保 （富岡町） ・生活困窮者に対する相談支援（富岡町） ・県外避難先における町民交流活動の実施 （県外地域）
⑤ 交通弱者を生活弱者にしないための移動手段の確保	
⑥ 生活困窮者の支援	

（1） 生活支援相談員による戸別訪問　（富岡町、いわき地域、郡山地域）

《今後の取組み》

震災以降、避難生活を余儀なくされてきた町民の見守りは、生活支援相談員の訪問により行われ、孤立を防ぎ必要な支援に繋げる機能を担ってきました。町民の見守りは、富岡町社協がこれまでの経験を活かし、主体的に対応しなければならないと考えており今後も引き続き生活支援相談員を配置し、これまでの知見や住民との関係性を活かした見守り活動を推進していきます。

戸別訪問では、町民の状況を把握することを目的とした訪問と、支援を必要とする町民への個別対応を平行して進めて行きます。

《３年後に目指すゴール》

３年目（平成３１年度）に帰町している世帯すべての戸別訪問が終わって帰町した町民のうち、支援が必要な町民の状況が把握されており、富岡町社協として必要な支援ができている状態を目指します。[4]

戸別訪問の様子

[4] 3 年目の帰町人口は 1,500 世帯／5,000 人の見込み

（2）「見守り安心ネットワーク」の確立（富岡町）

《今後の取組み》

町民が帰町するにあたり、電気、電話、ガス、水道等の社会基盤に関する事業者や郵便局等の宅配業者が町内で営業を再開します。また、商業施設の開設も予定されており平成２８年６月には富岡町との協定を結んだ事業者もあります。

それら事業者と連携し見守り活動を補完することにより、生活支援相談員の訪問だけでは気づけない日常的な異変に対応出来るようにします。また、段階的に帰町した町民による地域ぐるみの活動として見守りが行われるよう促していきます。

《３年後に目指すゴール》

３年後には、民間事業者が町民の生活状態の異変に気付いた際に、富岡町社協に連絡される状態を目指します。また、地域コミュニティの住民同士により、生活様態の把握が自然にできている状態を目指します。

（3）町民の居住状況に係る情報収集　（富岡町）

《今後の取組み》

富岡町も富岡町社協も、町内で行政サービスや地域福祉サービスの機能回復を図っていきますが、具体的にどのようなサービスをいつからどのくらいの規模で実施するのか現段階では精緻な計画は立てづらい状況にあります。そのため、生活支援相談員を中心に、町民の帰町動向を把握し、社協が帰町した町民の状況を把握出来るようにします。

《３年後に目指すゴール》

帰町した町民（世帯）の状況が、必要に応じて富岡町社協内で共有できる状態になることを目指します。

（4）総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町）

《今後の取組み》

富岡町社協としては、今後町内に再開予定の総合福祉センターを拠点として、要介護要支援者や障がい者が地域福祉サービスを受けられるよう支援を行います。

《３年後に目指すゴール》

富岡町社協として、帰町した町民に対して必要な介護支援サービスが適切に提供されている状態になることを目指します。

（5） 生きがいづくり・交流事業の拡充　（富岡町、いわき地域、郡山地域）

《今後の取組み》

避難先の地域にて富岡町社協が推進してきた町民の交流事業（サロン）を今後も各地で継続して実施することが必要です。特に富岡町内においては、帰町する町民同士の相互交流の場を確保するために、サロンやサークル活動を継続的に実施します。

一方で、生きがいづくりに係る活動は、主体を地域に移行させていくことが期待されるものであり、そのような視点も交えた取り組みが必要と考えています。

《３年後に目指すゴール》

町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、町民同士の緩やかなコミュニティができていること、そして、元気なお年寄りが社会参加できるきっかけが提供できていることを目指します。

料理教室で交流する町民の皆さん

いきいき元気塾

（6） ボランティアセンターの再開　　（富岡町）

《今後の取組み》

富岡町民の生きがいづくり、富岡町民に限定しない人々の活躍の場を提供することを目的とし、ボランティアセンターを再開します。

《３年後に目指すゴール》

富岡町社協が町内のボランティアニーズを把握し、町外の支援団体や人材の受入れ窓口として十分にコーディネート機能を果たしている状態を目指します。

（7）　その他の施策

《今後の取組み》

ホームページや広報誌を通じた情報発信は、全町民に対して社協の活動を発信する重要な広報手段として機能しており、今後も継続していきます。

また、富岡町への帰町に伴い、総合福祉センターでのサロン活動等に参加する利用者への送迎サービスの再開も目指します。

生活困窮者に対する相談や貸付金については、今後も対応してきます。県外避難者に対しては、町民がまとまって東京や柏崎といった地域にて町民交流活動が開催されており、これらの継続を支援します。

《３年後に目指すゴール》

上記のそれぞれの活動が町と連携しつつ、実施されている状態を目指します。

第２節　地域別の施策の考え方と３年後に目指すゴール

地域毎の状況を踏まえた考え方と施策別の３年後に目指すゴールを整理した。

（1） 富岡町

平成２９年４月以降、帰町が開始された後、五月雨的に帰町する町民が孤立しないための見守りとともに、世帯の状況を把握することが必要です。さらに、帰町が想定される比較的元気な高齢者も、年齢を重ね介護や支援がいずれ必要になることを考えると、介護支援の態勢を整えていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、富岡町内における社会福祉サービスの段階的な回復により、町民が帰町できる住みやすい地域づくりをしていくことが重要と考えられます。

（2） いわき地域

今後１０年で６５歳を迎える町民が既に１，０００人以上居住しているだけでなく、富岡町と行き来しやすい地域であり町民が増える可能性もあることから、引き続き見守り活動の継続と、閉じこもり防止にもつながる生きがいづくりが必要です。

いわき地域においては、町民に対する見守り・生きがいづくりのサービス水準を確保することが大切と考えられます。

（3） 郡山地域

仮設住宅から復興公営住宅への転居や帰町が進むと考えられますが、高齢者の見守り生きがいづくりは今後とも必要です。

郡山地域においては、町民が減少する中で、町民に対する見守り・生きがいづくりのサービス機能を維持することが重要と考えられます。

（4） 県外地域

富岡町とつながっていたい意向をもつ町民が全体で半数以上いることから、県外においてもそのニーズはあります。また、避難者が関東圏に７割以上まとまって生活拠点を構えており、町民同士及び避難先地域とのつながりの維持が必要です。

県外地域においては、地元の社協等とも連携しつつ、町民への情報提供と町民同士の交流機会の継続が重要と考えられます。

表 6　富岡町社協の施策と地区別の３年後に目指すゴール

施策と３年後に目指すゴール	富岡	いわき	郡山	県外
（１）　生活支援相談員による戸別訪問 （富岡町） ・　３年目に帰町している世帯の全戸訪問が完了している ・　帰町した町民の状況を把握できており、支援が必要な町民に対するサポートができている （いわき地域・郡山地域） ・　６５歳以上の高齢者がいる世帯の戸別訪問がほぼ完了している。 ・　現在の見守りのサービスレベル（訪問頻度、支援態勢）が維持されている	○	○	○	
（２）「見守り安心ネットワーク」の確立 ・　民間業者が町民の生活状態の異常を確実に連絡してくれる ・　町民同士による生活状況の把握が自然にできている	○			
（３）　町民の居住状況に係る情報収集 ・　帰町した町民・世帯の状況が、都度、富岡町社協内で共有できている	○			
（４）　総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア ・　町民に対して必要な介護支援サービスが提供されている	○			
（５）　生きがいづくり・交流事業の拡充 （富岡町） ・　町民がサロンを通じて人間関係を構築し、町民のゆるやかなコミュニティができている （いわき地域・郡山地域） ・　町民が避難先でサロンを通じて人間関係を構築し、町民のゆるやかなコミュニティができている	○	○	○	
（６）　ボランティアセンターの再開 ・　町内のボランティアニーズを把握し、支援団体や人材の窓口として機能している	○			
（７）　その他の施策				
・　広報誌（月１回）、ホームページが継続されている	○	○	○	○
・　総合福祉センター利用者に対する送迎が行われている	○			
・　生活困窮者への相談が実施され、必要な支援につながっている	○			
・　県外避難する町民同士の交流の場が継続されている				○

第５章　事業推進体制

第１節　現在の体制

平成２３年の東日本大震災発災当時、避難所等で生活する約７０，０００人の被災者が一斉に仮設住宅に移行する中、早急に避難生活をされる人々に相談活動を開始する必要がありました。これを受け、福島県、福島県社協、被災地市町村社協が連携して、生活支援相談員の配置が始まりました。

避難生活の分散化、長期化に伴い、福島県が直面している課題解決のために、「量」的な投入が必要との判断から、福島県及び福島県社協は、平成２７年度より県内の生活支援相談員を前年度の２００人から４００人（計画）に倍増させました。また、平成２８年度も、被災者支援総合交付金の総額を約４倍にし、生活支援相談員の総数に加え、主任生活支援相談員の割合を増やすなどの策もとってきました。

福島県の避難者支援における量的なニーズには対応してきましたが、各地で高い必要性のある見守りや相談業務については、サービスとしての「質」を高めることが課題でした。

現在の富岡町社協は、郡山市に本部を設置し、全体で３４名体制をしいており、うち、生活支援相談員は１９名です。平成２８年６月までは、大玉村、三春町にサテライトを置き、見守りや相談活動を実施していましたが、７月には郡山に集約させ、郡山の管轄とすることにより、組織運営の効率化を図っています。

約４割に相当する６，０００人以上の町民が生活するいわき市にも拠点を設置しており生活支援相談員１７名を含む１８名体制です。

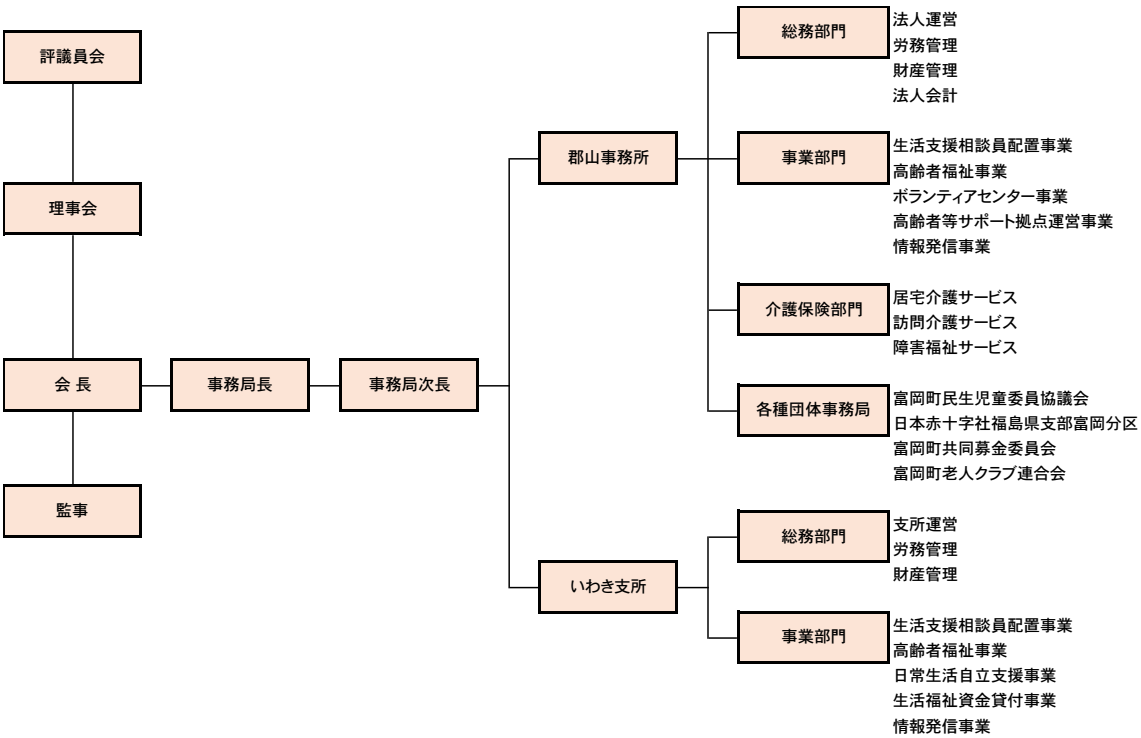

図 6　富岡町社会福祉協議会組織体制（現行）

生活支援相談員は、毎年予算を確保することにより、単年度の雇用契約となっていることから、翌年も同じ体制で事業推進に臨めるかは分からない不安定な状態です。一方富岡町社協の主要な活動である見守りや生きがいづくりは、町内および避難先にて業務を継続していく必要があり、生活支援相談員の人数に変化があっても対応できる体制が必要です。

また、事業所の介護支援専門員等の不足など、富岡町社協の業務を担う人材を確保するため、既存職員を育成していくことも必要になります。

第２節　組織体制に係る方向性

第４章で打ち出した施策の実施にあたり、必要となる人員や体制は、下記（１）事業推進体制のとおり、また、富岡町社協の業務を担う人材を確保するための職員を育成に関する施策を下記（２）採用計画および（３）既存の人材育成の通りです。

（1） 事業推進体制

平成２９年４月予定の帰町開始に伴い、富岡町役場の移転時期に合わせ、富岡町社協も移転します。帰町後の体制は、新規に開始予定事業の実施体制を勘案し、以下を想定しています。

《本部》

・ 職員１２名でスタート
・ 事務局長、次長の下に、総務部門、事業部門、ボランティアセンター、介護保険部門、各種団体事務局を設置
・ 介護保険部門には、介護支援専門員、介護職員を配置
・ 生活支援相談員を配置し、富岡町、相双地区を担当

《いわき支所》

・ 職員１７～１８名で、支所長の下に、総務部門、事業部門を設置
・ 生活支援相談員を配置し、いわき地域を担当

《郡山支所》

・ 職員１５～１６名で、支所長の下に、総務部門、事業部門を設置
・ 生活支援相談員を配置し、中通り・会津地域を担当
・ これまで郡山市にあった介護保険部門、各団体事務局は、本部に移設

（2） 採用計画

平成２９年度に策定予定の地域福祉活動計画（仮称）に沿って、県内外から広く人材を募集していきます。特に、介護支援専門員、看護師等の福祉関連の資格保有者の採用が必要となります。

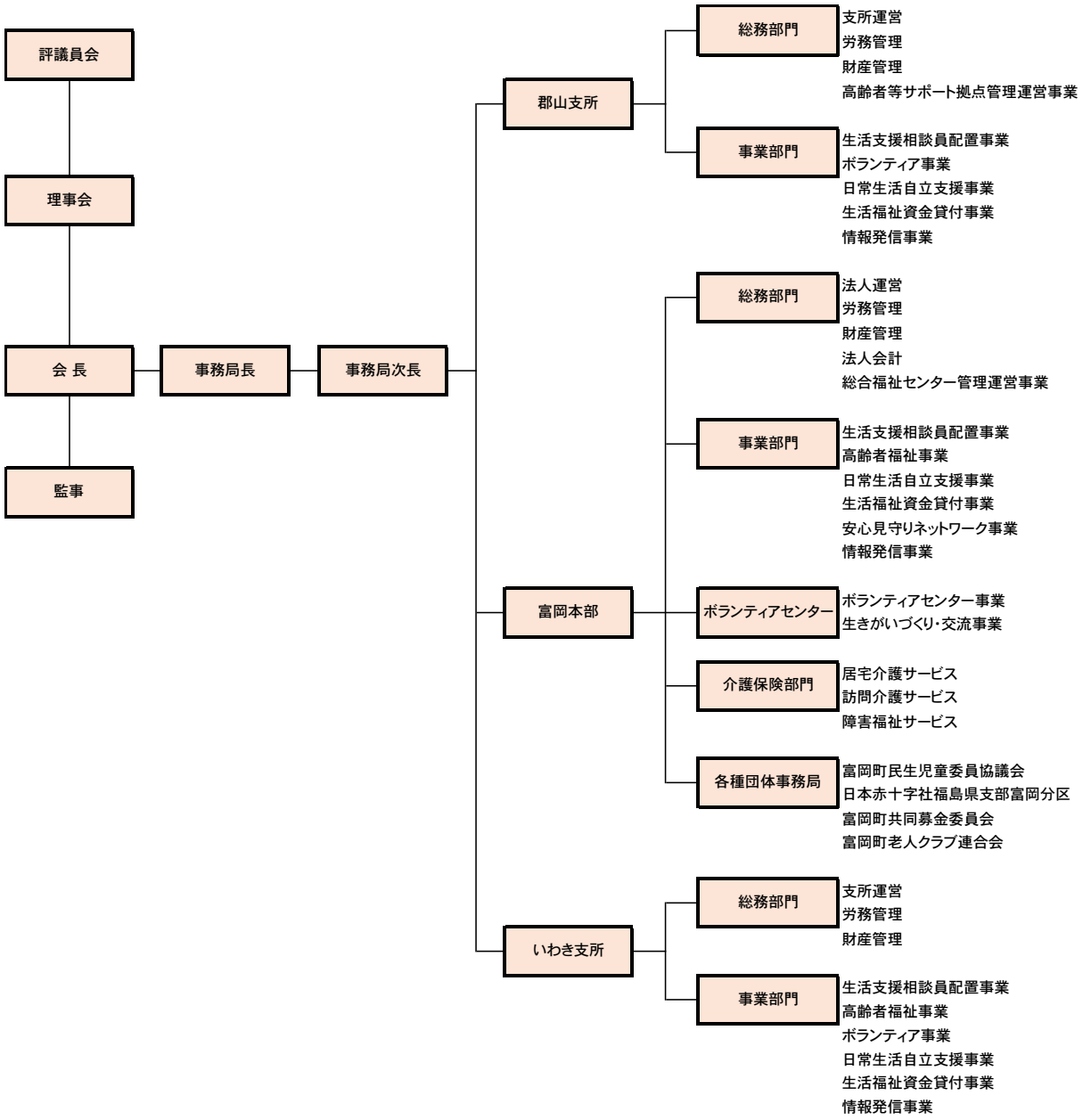

図 7　富岡町社会福祉協議会組織体制（帰町後）

（3） 既存の人材育成

研修の実施

専門的なスキルや知識向上のための研修の開催、生活支援相談員が必要な心構えや技術について学ぶ研修等を実施します。主催者は県社協、専門機関、提携機関等となります。

資格取得奨励

現在、富岡町社協の資格保有者は１０名です（社会福祉士１名、介護支援専門員２名ヘルパー・介護福祉士３名、社会福祉主事２名)。これまでの「非常事態」下では、とにかく人手の確保が必要とされた状況であり、資格がなくてもその資質がある人材は積極的に登用してきました。今後は、体制強化のため、既存職員の資格取得の奨励や新たな人材募集を通じて、介護支援専門員２名、介護福祉士７名は確保していきます。

訪問活動前のミーティングの様子

第６章　ビジョンの実現に向けた具体策

第１節　各施策の目指すゴール

本地域福祉ビジョンでは、「すべての町民が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、そのために対応すべき課題と、その解決策としての施策を打ち出しています。各施策において３年後に到達するゴールは以下のとおりです。

表 7　各施策の目指すゴール

施策		３年後のゴール・イメージ
富岡町	① 生活支援相談員による戸別訪問	・ ３年目に帰町している世帯を含め、戸別訪問が終わっている状態 ・ 支援が必要な帰町した町民の状況が把握されており、富岡町社協として必要な支援ができている状態
	② 見守り安心ネットワークの確立	・ 民間業者が、町民生活の異常を確実に連絡してくれる状態 ・ 富岡町社協が網羅的な戸別訪問体制を取らなくても、町民同士による生活状況の把握が自然にできている状態
	③ 町民の居住状況にかかる情報収集	・ 帰町した住民・世帯の状況が、その都度、富岡町社協内で共有できる状態
	④ 総合福祉センターで町内在住の要介護・支援者のケア	・ 町民に対して必要な介護支援サービスが提供されている状態
	⑤ 生きがいづくり・交流事業の拡充	・ 町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、町民によるゆるやかなコミュニティができている状態 ・ 元気な高齢者が社会参加できるきっかけを提供できている状態
	⑥ ボランティアセンターの設置	・ 町内のボランティアニーズを把握し、外部の支援団体や人材の窓口として機能している状態
	⑦ その他	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報提供が継続されている状態 ・ 総合福祉センター利用者に対する送迎が行われている状態 ・ 生活困窮者への相談が実施され、必要な支援につながっている状態
町外／県内	① 生活支援相談員による戸別訪問	・ ６５歳以上の高齢者がいる世帯の戸別訪問がほぼ出来ている状態 ・ 現在のサービスレベル（訪問頻度、支援態勢等）が維持されている状態
	⑤ 生きがいづくり・交流事業の拡充	・ 町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、帰町した町民によるゆるやかなコミュニティができている状態 ・ 現在のサービスレベル（質、量）が維持されている状態
	⑦ その他	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報提供が継続されている状態
県外	⑦ その他	・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報発信が継続されている状態
		・ 県外避難する町民同士の交流の場が継続されている状態

第２節　ゴール達成までのステップ

ここでは、３年後に前項のゴールに達成するために、どのようなステップを踏むかを整理しています。今年度（平成２８年度）中に準備しておくこと、及び、本地域福祉ビジョンの対象となる平成２８年度以降の１年ごとの取組内容・ステップについて整理しました。

（1） 生活支援相談員による戸別訪問（富岡町、いわき地域、郡山地域）

富岡町内および避難先地域において、町民の孤立化を防止すると同時に、町民の抱えている課題を早期に発見し、解決のために必要な機関や人、サービスへ接続します。

《３年後に目指す状況》

・ ３年目に帰町している世帯を含め、戸別訪問が終わっている状態
・ 支援が必要な帰町した町民の状況が把握できており、富岡町社協として必要な支援ができている状態

《３年間の取組み》

実施時期	取組内容	
	（１）戸別訪問	（２）個別対応
１年目 （平成２９年度）	・ 富岡町に配置した生活支援相談員にて、富岡町、相双地区を担当 ・ 帰町した世帯を訪問 （３年後に想定する帰町世帯数の１／３が帰町していること見込む）	・ 戸別訪問の結果、生活支援等の必要がみられる場合の、専門的支援・対応ができる態勢づくり ・ 対象世帯数（１割程度を見込む）に対しての対応を実施
２年目 （平成３０年度）	・ 継続的に全戸訪問・毎月状況整理 ・ ３年間想定される帰町世帯数の１／３程度を新規に追加 ・ 帰町状況等により実施体制を見直し	・ １年目に加え、２年目に新たに支援　が必要と判断される世帯（３年間に想定される対象世帯数の新規１／３）について個別に対応
３年目 （平成３１年度）	・ 町民全戸の訪問 ・ 毎月状況整理 ・ 帰町の状況等により体制を見直し	・ ３年目に新たに支援が必要とされた町民への対応と本格始動

（2）「見守り安心ネットワーク」の確立（富岡町）

町民の日々の暮らしの様子から垣間見える異常を社協が把握出来るよう、民間事業者と連携した通報の仕組みづくりや、帰町した住民による見守りボランティア活動の定着を目指します。

《３年後に目指す状況》

・ 民間業者が、町民生活の異常を確実に連絡してくれる状態
・ 富岡町社協が網羅的な戸別訪問体制を取らなくても、町民同士による生活状況の把握が自然に出来ている状態

《３年間の取組み》

<table>
<tr><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">取組内容</th></tr>
<tr><th>（１）民間事業者による
見守りネットワークづくり</th><th>（２）帰町した住民同士による
見守りボランティアの組織化</th></tr>
<tr><td>今年度
（平成２８年度）</td><td>・ 連携する民間事業者の候補と打診・協定締結
・ （電気／ガス／水道事業者、郵便局、宅配事業者、警備会社等）
・ 異常を知らせる場合のマニュアル・ガイドラインづくり
・ 町との連携について調整</td><td></td></tr>
<tr><td>１年目
（平成２９年度）</td><td rowspan="3">・ 民間事業者による見守りネットワークの運用
・ 連携する民間事業者の拡大
・ 運用を進めながらのマニュアル・ガイドラインの見直し
・ 見守りを実際に行う配達員・検針員と社協との関係構築</td><td>・ 帰町した住民に対する、町民の暮らしの異常を発見した場合の通報のお願いを周知</td></tr>
<tr><td>２年目
（平成３０年度）</td><td rowspan="2">・ 「見守りＭＡＰ」づくりを通じて、見守りボランティアとなりうる人材を把握
・ 見守りボランティアのネットワーク化と関係構築</td></tr>
<tr><td>３年目
（平成３１年度）</td></tr>
</table>

（3）　町民の居住状況にかかる情報収集（富岡町）

平成２９年４月帰町開始以降、どのように町民が移動するかは予測が難しい側面があり、正確な実態の把握とそれに基づく施策の実行が必要である。そのため、町民の住居状況についての情報収集を行い、個別対応を必要とする世帯の見定めや支援内容の検討の判断材料とするほか、「見守り安心ネットワーク」の構築、町民同士の見守りボランティアづくり等に役立てます。

《３年後に目指す状況》

・ 帰町した世帯の状況が、その都度、富岡町社協内で共有できる状態

《３年間の取組み》

実施時期	取組内容
今年度 （平成２８年度）	・ 富岡町内の見守りは、生活支援相談員主体の態勢から、徐々に地域主体の雰囲気が生まれることを目指して「見守り安心ネットワーク」の設立を想定。その準備として、連携先の洗い出し、各業者との協定締結などを進める。
１年目 （平成２９年度）	・ 富岡町社協による居住者ＭＡＰづくり ・ 生活支援相談員の見守りにより実施 ・ 整理項目については事前に検討し、世帯毎に情報をとりまとめ
２年目 （平成３０年度）	・ 継続的に情報をアップデート、更新 ・ 町民同士の見守りボランティアづくりに向けた地域情報の整理と検討
３年目 （平成３１年度）	・ 継続的に情報をアップデート、更新 ・ 町民同士の見守りボランティアづくりに向けた地域情報の整理と検討

（4） 総合福祉センターでの町内在住の要介護・支援者のケア（富岡町）

富岡町社協として、今後町内に再開予定の総合福祉センターを拠点として、要介護・支援者や障がい者が地域福祉サービスを受けられるよう支援を行っていきます。

《３年後に目指す状況》

・ 町民に対して必要な介護支援サービスが提供されている状態

《３年間の取組み》

<table>
<tr><th>実施時期</th><th>取組内容</th></tr>
<tr><td>今年度
（平成２８年度）</td><td>・ 帰町後の介護支援の拡充を目指していく。平成２８年度はそのために必要となる人材の募集をスタートさせ、体制を構築</td></tr>
<tr><td>１年目
（平成２９年度）</td><td rowspan="3">・ 介護支援サービス提供
・ 介護支援専門員の配置と介護保険請求に係る業務ができる態勢構築
・ 福祉サービス事業所との連携
・ 提供できるサービスの町民への周知</td></tr>
<tr><td>２年目
（平成３０年度）</td></tr>
<tr><td>３年目
（平成３１年度）</td></tr>
</table>

（5）　生きがいづくり・交流事業の拡充（富岡町、いわき地域、郡山地域）

避難先地域で富岡町社協が推進してきた交流事業を今後も各地で継続します。富岡町内でも、帰町する町民同士の相互交流の場を確保するために、サロンやサークル活動を実施するとともに生きがいづくりを促進していきます。

《３年後に目指す状況》

・ 町民が交流事業を通じて人間関係を構築し、町民によるゆるやかなコミュニティができている状態
・ 元気な高齢者が社会参加するきっかけを提供できている状態

《３年間の取組み》

<table>
<tr><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">取組内容</th></tr>
<tr><th>（１）サロンの実施・町民同士の交流</th><th>（２）町民の生きがいづくり</th></tr>
<tr><td>今年度
（平成２８年度）</td><td>・ 帰町後におけるサロンの企画</td><td></td></tr>
<tr><td>１年目
（平成２９年度）</td><td>・ 総合福祉センターでの町民の集いの場の再開
・ サロンや交流の場づくりに関するニーズ調査</td><td rowspan="3">・ ボランティアセンターやシルバー人材センター等を通じた社会参加機会に関する情報提供と参加促進
・ 町民ニーズを踏まえた地域貢献活動の企画検討</td></tr>
<tr><td>２年目
（平成３０年度）</td><td rowspan="2">・ 町民ニーズを踏まえたイベント企画
・ 町民主体による交流の場づくりの支援</td></tr>
<tr><td>３年目
（平成３１年度）</td></tr>
</table>

（6）　ボランティアセンター（富岡町）

《３年後に目指す状況》

・町内のボランティアニーズを把握し、外部の支援団体や人材の窓口として機能している状態

《３年間の取組み》

実施時期	取組内容
	（３）ボランティアセンター
今年度 （平成２８年度）	・ボランティアコーディネーターの配置（１名）
１年目 （平成２９年度）	・ボランティア受入の窓口づくり ・ボランティアコーディネーター設置 ・ニーズ把握と活動方針の設定 ・積極的な情報発信とマッチング
２年目 （平成３０年度）	・センター機能継続 ・生きがいづくりを含む活動推進 ・ニーズに合わせてボランティアコーディネーター拡充
３年目 （平成３１年度）	

（7）　その他（富岡町、いわき地域、郡山地域、県外地域）

富岡町社協単独ではなく、行政等との連携により実施される施策として、（１）町民向けの情報発信や、（２）その他、「送迎サービス」、「生活困窮者のサポート」、「県外避難者の町民同士の交流」を実施します。

上記（１）の町民向けの情報発信は、町の生活状況や社協の活動にかかる広報を行い町外の町民に向けて理解促進を図ること、上記（２）その他の活動は、それらがあることによって、より町民の生活に安心と安全が確保されることを目指します。

《３年後に目指す状況》

・ 生活困窮者への相談が実施され、必要な支援につながっている状態
・ ホームページ、広報誌（月１回）の情報発信が継続されている状態
・ 総合福祉センター利用者に対する送迎が行われている状態

《３年間の取組み》

<table>
<tr><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">取組内容</th></tr>
<tr><th>（１）情報発信</th><th>（２）その他</th></tr>
<tr><td>今年度
（平成２８年度）</td><td>・ 各地域の世帯数の把握
（発信先の整理）</td><td>・ 行政等との役割分担の整理</td></tr>
<tr><td>１年目
（平成２９年度）</td><td>・ 町内向けの情報発信開始
・ いわき地域、郡山地域、県外地域向けの情報発信の継続
・ 社協だより発行、配信
・ ホームページへの情報掲載
・ 町民の移動状況により配信を調整</td><td rowspan="3">・ 総合福祉センター利用者に対する送迎を行う
・ 生活困窮者への相談実施
・ 県外避難者の町民同士の交流の継続</td></tr>
<tr><td>２年目
（平成３０年度）</td><td>・ 情報発信の継続
・ 町民の移動状況により配信を調整</td></tr>
<tr><td>３年目
（平成３１年度）</td><td>・ 情報発信の継続
・ 町民の移動状況により配信を調整</td></tr>
</table>

富岡町社会福祉協議会